

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年2月25日(月)午後2時30分から午後4時59分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 林 正彦(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)  
裁判官 福 家 康 史(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)  
裁判官 倉 澤 千 巖(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)  
検察官 宇 川 春 彦(東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)  
検察官 山 根 薫(東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)  
検察官 武 藤 雅 勝(東京地方検察庁立川支部公判部検事)  
弁護士 中 田 雅 久(第二東京弁護士会所属)  
弁護士 西 畠 正(東京弁護士会所属)  
弁護士 西 尾 好 記(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また冷たい風の中、裁判員経験者の皆様には、意見交換会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当裁判所の刑事2部というところで裁判長をしている林と申します。昨年6月に立川支部に参りまして、裁判員事件を11件ほど担当させていただきました。本日は、この意見交換会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、裁判員制度が始まって、今年5月で満4年を迎えることとなります。立川でも既に1,000人を超える方が裁判員ないし補充裁判員に選任されて、実際に裁判を経験されています。その間、よりよい裁判員裁判の実現に

向けて、弁護士会、検察庁、それから裁判所の関係者において、さまざまな工夫と改善、努力を重ねてきましたが、実際に裁判員を経験された方々の率直な意見を伺って、これを今後の改善につなげることが非常に重要だと考えております。本日は、そういう趣旨の意見交換会ですので、限られた時間ではございますが、是非率直な御意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

本日のテーマは、大きく分けて2つあります。一つは、審理についてです。もう一つは、評議ということです。さらに、最後に、報道関係者の方からの質問をしていただくことを予定しております。

まず、個別的なテーマに関して意見交換をする前に、皆さんから実際に裁判員を経験されて、どのような印象や感想をお持ちなのか、それを伺いたいと思っております。順番にお聞きしますが、私のほうから具体的にどのような事件を担当されたのか、これを御紹介した上で、それぞれ感想などをお聞きしたいと思っております。

まず、1番の方ですが、内縁の奥さんに対する傷害致死などの事件だとお聞きしています。これは争点のある事件でして、被害者が死亡した原因と、これが被告人の暴行によるものなのかどうか、これが争点となった事件というふうにお聞きしています。それでは、感想などをお願いいたします。

1番

私もこれ、時間的に大分たちましたので、よくは覚えてないんですけども、これにはいろいろと事情のある事件だったなと覚えております。衝動的にやったのかというところが争点になったような気がしました。そんなところです。

司会者

ありがとうございました。

それでは、2番の方ですが、これは通行中の若い女性に対する強制わいせつ致傷1件の事件だったとお聞きしています。事実関係に争いはなくて、量刑が問題になったとお聞きしています。それでは、裁判員を経験された印象

や御感想をお願いいたします。

## 2 番

私も自分で娘がいたぐらいの年だったものですから、かなり頭の中でショックがありましたけども、いろいろお話を聞きながらとか、弁護側の話だとか、裁判員のお話を聞くと、本当、罪になるべき事実だとか行動だとか行為だとかというのは、大変難しいと思ひまして、傷つけてしまったとか、行為が残ったのですけど行動とか何かというのはなかなか立証できない裁判だったもので、本当のそういう事実が本当に大切だなという感じはちょっと受けました。結果的に刑事の責任ですが、かなり重たいものじゃないのかなという形で最後にちょっと責任のちょっと重さを感じました。

## 司会者

ありがとうございました。

それでは、3 番の方ですが、事件が4 つあった事件でしょうか。共犯者と一緒に通行人に対する強盗致傷、これが3 件、それから強盗1 件を行ったという事件とお聞きしています。犯罪の成立に争いはなくて、量刑に当たって、被告人の犯行への関与の程度、それから重傷を負った被害者に対して被告人がその顔を蹴ったかどうか、そういった点が問題になった事件だとお聞きしています。それでは、感想等お願いします。

## 3 番

扱った事件は、強盗致傷ということだったんですけども、強盗と強盗致傷で、けがされた方がいらして、そのけがは全治何か月とか全治何週間ということで治ったんですけども、被害者の方のうちの1 人が女性の方で、普通に電車を降りて駅から家に向かう途中に、いきなり暴力振るわれて、それから夜道を歩くのがとても怖くなって、おうちの方に毎回お迎えに来てもらっているということでした。被害に遭われた男性の方も、やはり1 人で夜道を歩くことにとても恐怖を感じるとおっしゃってて、単なる物を盗まれたと

か、体に傷をつけられたということじゃなくて、心に深い傷を負ってしまうんだなという、名前というか、犯罪の名前だけでは分からない深い罪があるんだなというのを思い知らされました。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、4番の方ですが、この事件は、被告人の義理の弟、これは妹の夫ということでしょうか、に対する刃物を使った殺人未遂事件だとお聞きしています。この事件も、犯罪の成立には争いがなくて、犯行の動機とか、当時の被告人の精神状態などの量刑に関する事情が問題になった事件とお聞きしています。それでは、感想をお願いします。

4番

私が裁判員制度で初めて経験をしたことでびっくりしたのは、この事件自体が被害者も加害者も生活保護者だと。周りにいる方も生活保護者同士の関係なんだなということから、ちょっと理解するのに難しい点がたくさんあって、おまけに被害者の顔も見えてこなくて、どうやってそれを審理していくのだろうなという中で、皆さんの意見を聞きながら判断したんですけども。知らないことも多過ぎて、ちょっと私としては納得できないこともありました。裁判員というのを経験して考えたのは、知らないことが多いなということをも痛切に感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

続いて、5番の方ですが、5番の方もこれは事件は4つあったんでしょうか。

5番

はい。

司会者

路上などで見かけた女性に対する強姦致傷 1 件，それから強姦と強盗 1 件，ただこの強盗は判決では窃盗に認定が落ちてるようです。それから，住居侵入・窃盗・強姦が 1 件，強盗 1 件という事件とお聞きしています。この事件も犯罪の成立自体には，先ほど強盗と窃盗の点が一つございましたが，それ以外には争いはなくて，主に量刑が問題になった事件とお聞きしています。それでは，印象とか感想をお願いいたします。

#### 5 番

裁判員になりまして，まず最初，もう緊張の一言で終わるんですけど，まずは緊張していると何も分からないことがありまして，まずそれをほぐすことから始めることが最初でした。それが一番，自分の頭の中でやっぱり緊張に押されて，プレッシャーに押されて，どうしても発言ができないとか，考えることができないということが強い印象に残ってますね。この事件の中で一番自分が考えたのは，未成年のときの事件と成人後の事件が重なっているもので，それについてちょっと悩みましたね。少年法と普通の成人になってからの事件と。結局は最終的に今の年，現在の年での判断になってしまったというような感想になります。以上です。

#### 司会者

ありがとうございました。

続いて，6 番の方ですが，この事件は，窃盗前科のある被告人がパンの盗みを発見されて，捕まらないように被害者に暴行，脅迫を加えてけがをさせた強盗致傷の事件とお聞きしています。この事件も犯罪の成立には争いはなくて，量刑が主に問題になった事件とお聞きしています。それでは，御感想等お願いいたします。

#### 6 番

裁判員として裁判を経験した感想から述べますと，まず世の中というんですかね，それを見る目が変わったかなと思います。やっぱりふだんいろんな

事件が起きて、それをテレビでしか見れなかった。それを実際に私が体験、裁判をする側のほうの立場として体験したということに関しては、非常に貴重な体験をさせてもらったなど。逆を言うと、被告人側のほうの席に立ちそうな、そういう、どちらかといったら、我々普通の市民ですから、被害に遭ったりとか、立場は逆の場所に立ってる人間だと思うんですね。それが一段上に上がって、ひな壇のほうに座って、それで裁判をするという側の立場になって初めて、何でこんなに裁判って長いのかなという部分を、ここまでこういうふうに細かく検証していったら3日じゃ足りないなとか、そういうことを痛切に感じました。実際に裁判の中での審議だとか、そういった流れに関しては、裁判長を含め、裁判官の方々からもいろんなアドバイスだとか、そういったのをいただいて、非常にスムーズに事は運んだかなとは思っています。取り急ぎ、以上です。

#### 司会者

ありがとうございました。

次に、7番の方ですが、この事件は、学校のグラウンドで知人を包丁で突き刺して殺害したという殺人事件と、その後、栃木県内で被害者の死体を土中に埋めたという死体遺棄事件とお聞きしています。殺意の有無、それから殺害の計画性、それから正当防衛が認められるかどうか、これが争点となった事件とお聞きしています。それでは、御感想等お願いいたします。

#### 7番

この事件はいわゆる暴力団関係者の起こした事件ということで、なかなか内容等々で理解しにくい部分が多々ありましたけども。特にこの被告人の動機が結局はっきりしないまま判決に至ってしまった。この被告人の行動ですね、それも何かこう、一般的な感覚でいうと理解しづらい、何か不思議な事件だったように感じております。それにしても、殺人と、それから死体遺棄、穴を掘って埋めてしまうという、何か非常に凶悪な事件にもかかわらず、被

告人が終始ずっと反省，あと事を起こしてしまったことを悔いている，そういう感情といいですか，みじんも出さずに平然としたということが非常に印象に残りました。私はとりあえずそういうことです。

司会者

ありがとうございました。

それでは，8番の方ですが，8番の事件は，これも事件が4つあったとお聞きしています。路上で見かけた10歳から16歳の女児に対して，下着の強盗1件，それから下着の強盗と強制わいせつ1件，それから強盗強姦未遂1件，この強盗も下着ということのようです。それから住居侵入・強制わいせつ致傷・強盗致傷1件の合計4つの事件があったとお聞きしています。犯罪の成立に争いはなくて，量刑が問題になった事件とお聞きしています。それでは，感想等お願いいたします。

8番

私的に思ったのは，日本の司法においては，道徳的な罪と法的な罪，その違いが裁判官も認識できていないと。今司会者がおっしゃったように，判例は判例を文章化することで言語的にパターン化されているけど，犯罪は一つ一つずつ別なものであると。そういった言語データベースとは離れて，裁判官が道義的なものとか，再犯の可能性を含めてよく考える必要があると。あと，実際はコンピューターを見て，判例を見て，要は平均化するというような作業があったんですけど，その中の属性の一つに，被害者の年齢が含まれていない。要するに被害者が幼少である，弱者に対する被害というのは，より重いものにしないとちょっとよくないなという感じがしました。だから，そのコンピューターのデータベースの中に被害者の年齢が入ってないということにちょっと不満を持ちました。以上です。

司会者

ありがとうございました。いろいろ御感想をいただきましたし，これから

意見交換する上で、視点を御提供いただいたように思います。

それでは、早速本日のテーマの一つである審理について、御意見を伺っていきたいと思います。

まず、私のほうからお聞きしたいんですが、第1回の公判、法廷の審理です。ね、これが始まる前に、裁判長、または裁判官のほうから、これからの公判審理の予定などについていろいろ説明があったと思います。その説明について、その後わかりやすくなって助かったという、そういったことがあるのかどうか。逆に、今から考えると、こういう説明をしてくれたほうがもっと審理がわかりやすくなったのではないか、そのような御意見や御感想があるかどうか、そういったものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

1番の方、どうぞ。

1番

裁判員になるまでに、裁判というのは大体どんなことするのかということも漠然としていて、何も分からなくて、いきなり来て、説明してもらったんですけども、まだ緊張の度合いが激しくて、そのときの説明では十分わからなかったというような印象が強かったんですよ。それで、本来なら、もう少し前にある程度の情報なり、何かそういうものがあつたらなおわかりやすくなったのかなという感じは受けたんですけどね。そういうことです。

司会者

今おっしゃったのは、審理の前に情報があつたほうがわかりやすかったというお話なんですが、具体的にはどういったことを念頭に置かれてるんでしょうか。

1番

これから何をする、で法廷に入ったらどうするああするというような説明が、してもらったんだと思いますけど、何か身体で感知できなかったという

ような気がするんですね。また、みんな周りが知らない人ばかりで、緊張感の漂う中で、メモもとれないような、そういうような緊張感がありましたので、もう少し情報があったら、もう少し楽だったかなという気がしました。

司会者

ほかの裁判員経験者の方、いかがですか。法廷審理が始まる前の裁判官からの説明について、御意見がないかということなんですが。

5 番の方、どうぞ。

5 番

先ほど1番さんが言ったと同じように、やっぱり最初はど緊張のまんまで入るので、何が何だかわからないんですけど、イメージとしては、もうテレビの裁判風景ってことから入っちゃうんですね。でも、結局闘っているのは弁護士さんと検察官さんで、じゃあ今の裁判員制度の裁判員の人達は何をしてるんだろうと。でも、入って緊張の中で裁判官3人の方たちが緊張をほぐしてくれたと思うんですね。好きなように自分の思ってることを話してくださいってということから、好き放題言ってたといえ言ってたんですけども。でも、その中で話せば話すほど、深いものになっていき、考えさせられることもあり、その裁判員制度の流れというものが分かってきたと。突発的に何かいきなり入って何かしろって、こういうふうにします、ああいうふうにしますと言われても、文面だけでは入れないという。やっぱり人の力を借りないと、本当の審理ができないというか。やっぱりみんな初対面ですので、初対面同士で意見を言い合うのって気疲れしますから、その辺の緊張はほぐしていただけたと思います。

司会者

それでは、8番の方、どうぞ。

8 番

今の意見に全く同感で、特にトリガーというか、きっかけになったのは、

一緒に食事をしたんですよね，確か。お弁当を何か，じゃあ，今日はみんな  
で食べましょうと言ってから，すごいリラックスできて，本音でしゃべれる  
ようなことができたかなっていうのを，ちょっと定かには覚えてないけど，  
食事がきっかけになったイメージです。

司会者

そうすると，実際に法廷の審理が始まる前というのは，かなり皆さん緊張  
の度合いが高くて，なかなか裁判官の説明も頭に入りにくいという，そうい  
う実情ということでしょうか。そういう緊張をほぐす手段をなるべくとって  
いただきたいという，そういう御趣旨ですかね。

ほかに御意見ございますか。

6番の方，どうぞ。

6番

先ほどちょっと話出てましたけど，裁判審理が始まる前というか，選任さ  
れるときに，この事件，こうこうこういう事件がありました。この事件，御  
存じですか，関係者ですかというところで，まずはこの事件というものがあ  
ったということを初めて知ったという流れです。もしできることであれば，  
これは活字になってると，その活字になってる，例えば新聞の記事だとか，  
そういったものを，それぞれの新聞の記者の方の意見も入ったの文面になっ  
てるから，ちょっと一概には言えないんですけど，そういう記事を見せてい  
ただくような，そういう形で，一般的にこういう大手の新聞だとこういうふ  
うなことが書いてありましたよと。こういう事件でしたというのをまず見せ  
ていただければ，より身近に，ぺら1枚でこういうふうな事件がありました，  
被告人はこういう人間ですというところを，ただ単にこんな事件があつてと  
いう，そこだけじゃなく，選ばれてからこういうふうな事件でした，ですよ  
というのをらせていただくような，そういう形であれば，こういう書面に書  
いてある，裁判所だとか，検察の方だとか書いてある文面と違う視点が入った

部分での事件というものが見えてるのかなと。それを一つの基準にして見るというのも一つなのかなというふうにちょっと私は感じました。以上です。

5 番

もう一つ，いいですか。

司会者

5 番の方，どうぞ。

5 番

全く知らない人なので，全く知らない裁判員同士でやるので，ちょっと6番さんと逆になるかもしれないんですけど，文面でこういう事件がありましたよって，新聞記事でもこういうふうにメモをもらったりして，それを見る側のとり方によって解釈が変わるので，小説と同じように，見る人によって解釈が変わったりするんですよ。ですので，もう少し裁判官ないしは検事，弁護士さんから被告人の人間性とか，逆に言えば被害者の人間性とか，どれだけの痛みを負ったのかとか。今回私がした裁判の中では，被害者のほうの思い入れがすごく強くなった事件なので，それもやっぱり被害者さん本人から言葉で出てきたものが私たちの耳に入ってくるので，審議しやすかったといえば審議しやすかったのもありますけど。もしもそれがなかった場合は，もう少し詳しくその方達を知りたいと思いました。以上です。

司会者

まだまだこの点について御意見を伺いたいところなんですけど，時間の関係もございまして，次の点に移りたいと思います。

公判の審理が始まりまして，起訴状の朗読があります。その後，検察官と弁護士から冒頭陳述があったと思います。今回の事件が具体的にどのような事件で，どういう争点が問題になるのか，これからこういう点を主張して立証していきますという説明などがあったと思います。証拠調べをしていく上でのガイドライン，道しるべの役割があると考えていますが，これは余り詳

しいとかえって分かりにくくなるとも考えています。この冒頭陳述が果たして分かりやすいものであったのかどうか、双方の冒頭陳述で事件の中身とか、どこに争いがあって、これから何を判断していくのかということについて、皆さんが最初に理解できたのかどうか、この点について御意見を伺いたいと思います。

今回、争いのある事件としては、1番と7番の方の事件がございます。あと、それぞれ4つの事件があった3番、5番、8番の方もいらっしゃいますので、まず、争いのある事件であった1番と7番の方、その冒頭陳述で事件の中身や争点や、何を判断していくのかということをも十分理解できたかどうか、その点を伺いたいと思います。

まず、1番の方、いかがでしょうか。

1番

冒頭陳述では、いろいろと説明は受けたんですが、私としてはよく分からなかったというのが本音でありまして、何しろこれが、この事件性というものに関して、もう少し詳しくというか、そういうのが必要だったのじゃないかな。これは何がこうしたああしたじゃなく、それが私には理解ができなかったなという感じでした。余りにも分からないことばっか、そういう病気というか、そういう血腫とか、何かそういうのが出てきたりしたんで、それが、その辺が私にはちょっと、最初のうちは血腫なんていうの、何が何のことだか分からなかったという、そういうこともありましたし、みんなと話している間に、その血腫というのはこういうものだとかああいうものだというのが分かってきたんですけど、それまでは、だから、その冒頭陳述で述べられていたときには何のことか分からなかったというのが正直な話です。以上です。

司会者

この事件は被害者が死亡された原因が問題になったと思うんですが、今、血腫という「血」の腫瘍の「腫」ですかね、血腫という言葉が冒頭陳述で出

てきたけど、それがよく理解できなかったという、そういう御趣旨でしょうか。

1 番

はい、そうです。

司会者

それでは、7 番の方はいかがでしょうか。

7 番

まず最初に、初日ですね、裁判員の抽せんがありまして、何かそれに落ちるかもしれない、どうなるか分からないというところでこちらに来まして、それで抽せんをして、しなさいと。その日の午後いきなりもう審理が始まるということで、何と申しますか、心構えというか、それが全くできてないうちに、本当突然そういう法廷に出てしまった、そういう印象がありまして、さらに、この審理について、まず検察側はもうこれは殺人事件、それを決めつけて、それぞれ説明もしていただいて、それはとても分かりやすい。また、書類も分かりやすく書かれておりまして、それは理解しやすかったと思います。あと、弁護士さん側がそれとは全く180度違った御意見で、これは無罪であると、無罪を主張されまして、殺人か、全く無罪か、余りにもかけ離れた御意見が2つ出てしまったものですから、それをどういうふうにして考えたらいいいのかというような、突然それを考えなきゃいけないということで、ちょっとしんどい思いをしましたですね。

司会者

7 番の方の事件では、殺意の有無と、それから殺害の計画性、それから正当防衛が問題になったとお聞きしてるんですが、そうすると、検察官の述べてる事件のストーリーと弁護士が述べているストーリーがかなり違っていたということになると思うんですが、それぞれの述べているストーリー自体は頭に入ったんでしょうか。

7 番

ストーリー自体はよく、検察側も弁護側も分かりやすくおっしゃっていただいたと思うんですけども、ただ、理解しやすいといえますか、素人でございますので、検察官のおっしゃることはああなるほどなというふうに思えるんですけど、弁護士さんのおっしゃることは、被告人の自白に基づいたものであるから無罪であると、そういうふうにおっしゃっているので、若干の無理があるかなって、自分ではそういうふうに少し感じました。

司会者

すると、被告人側のストーリー、話の内容は分かって、その話の合理性といえますか、その辺がよく伝わらなかった、とらえにくかったという、そういうことになるのでしょうか。

7 番

はい。この事件そのものが動機が分からないという珍しいような事件だと思うんですけど、それも加わりまして、ちょっとつかみどころがないような、そういう印象を持ちました。

司会者

それから、事件が4つずつあった3番、5番、8番の方なんですけど、まず、3番の方、検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いて、その内容はよく理解できたのでしょうか。

3 番

一覧にいただいた資料を手元にしながら説明というか、冒頭陳述を聞いたので、それぞれの犯行に関して、第1の事件ではこう、第2の事件ではこうというふうに要点をまとめていただいたので、私は分かりやすかったなと思って思いました。

司会者

それでは、5番の方はいかがでしょうか。

5 番

今、3番さんが言われたように、検察官側は、本当に簡素化されていますので、一覧でありますので、それに対して補足があれば、それを聞き入れられることがあります。逆にちょっと弁護人さんのほうは、文章を読むままをずっと目で追ってるだけになってしまって、どうしても的を得るものがちょっと目で見れないというか、要点はあるんですけど、全部読まないで、ちょっと分からない。でも、それを審議に返って読み直すという時間はあんまりないので、やっぱりその冒頭陳述のときにもう少しちょっと具体的に一覧にさせていただいて、補足で声を出していただいたほうが伝わりやすいかなと。どうしても何か機械的に見えてしまったのはあります。

司会者

そうすると、弁護人の冒頭陳述で、一覧制とか、あるいはビジュアル面で工夫が欲しかったという、そういう御意見でしょうか。

5 番

はい。

司会者

ありがとうございました。

それでは、8番の方、いかがでしょうか。

8 番

3番の方がおっしゃったように、一覧にさせていただいて、一つ一つカテゴリー分けして、確か時間も日にちも違ったと思うんですけど、集中してやったと思うので、非常に分かりやすく、このメモ自体が非常によくできているなと思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、事件が1個で、争いも特になかったと思われるんですが、2番

と6番の方，冒頭陳述について何か御意見ございますでしょうか。  
どうぞ。

2番

私の裁判は，刑の確定だけだったので，冒頭陳述のほうは大体わかりやすい説明でよかったと思います。

司会者

それでは，6番の方はいかがでしょうか。

6番

まず，私が担当した事件は，非常に単純明快というか，御本人が認めて，警察に自ら出頭しているという事件でしたので，簡単明瞭というか，そういう形でした。それに対して，弁護士の方と検察の方の冒頭陳述のところで，余りにもかけ離れた要求の言葉を聞いてちょっと戸惑ったんですけど，検察のほうは強盗致傷という内容の言葉を使って，非常に悪だというふうな形で言っていましたけど，弁護士の方からは非常に温和でけがさせるような，そんなことはやらない人間なんですと。ただ，たまたま今回こういうふうな事件が起きてということで，かけ離れた，そういう言葉のやりとりがあったんですけど，最終的には実際に被告人の方が出てきて，話を聞いて，私も実際に問いかけさせていただきましたので，それで話を聞いて，私は非常に審議を進めやすかった，評議を進めやすかったかなと思ってます。以上です。

司会者

それから，4番の方ですが，これは殺人未遂ということで，かなり経緯と  
いいますか，いきさつなどがあった事件だと思われます。その辺の事件の見  
立てについての検察官，弁護人の主張ですね，冒頭陳述で御理解いただけ  
たか，あるいは犯行の動機とか当時の精神状態についても主張があったと思  
うんですが，その点はよく理解できたかどうか，その点いかがでしょうか。

4番

検察の求刑が懲役実刑の5年で、弁護人のほうは執行猶予が相当ということだったんですけども、被害者のほうがある程度被告人に対し、実刑を求めないような感じを弁護側のほうも言われていたんですけども、余りにも凶悪な事件だったものですから、その辺の判断が難しかったですね。弁護人のほうももう少し突っ込んだ話が聞けたらなと思ったんですけども、検察のほうも予想どおりの話をしました。

司会者

冒頭陳述でその事件の争点といいますか、あるいは事件の内容がよく理解できたかどうかという、その点はいかがだったでしょうか。

4番

先ほども言ったんですけども、両方とも冒頭陳述だけ聞くと、被告人の、もちろん被害者もですけども、生活保護を受けている中の審理なんで、そのこと自体に私も頭が及ばないというか、どうしてそういう動機を持つのかも分からないし、普通はそうじゃないでしょ、生活保護を受けている者同士が生活保護が受けられなくなるから殺意を持ったとか、そういう感覚自体が私にはちょっと理解できなかつたので、冒頭陳述だけ聞いてても、よく検察の方もこんな冒頭陳述を書けるなという感覚を持ちました。

司会者

そうしますと、冒頭陳述の内容自体、どういうことを言っているかということとはよく理解できたけど、内容の合理性といいますか、被告人はどうして犯行を決意したのか、その真意というか、その辺の理解は難しかったという、そういう御趣旨でしょうか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございました。

1 番の方ですね，医学用語といいますか，そういった用語が冒頭陳述で出てきて，すぐに理解するのが難しかったというお話ですが，これは何かこういったことをしていただければよかったという点はございますでしょうか。

1 番

私は医学のこととか，そういうことについては完全なる無知なものですから，脳梗塞とか何かというのは聞きかじってはいますけども，そんな程度しかわからないものですから，血栓とか，クモ膜下とか，話は聞いたことがあるけど，どんなものか私も分からなかったものですから，そういうのでちょっと理解しがたかったかなと思います。後でだんだんわかってくるような。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは，次の話に移らせていただきます。

冒頭陳述が終わって，証拠調べに入って，実際に証拠が出てくることになります。証拠書類，これを朗読したり，あるいは一部パワーポイントでモニターに映し出したりして見ていただいたと思うんですが，まず，それが分かりやすかったかどうか。何か工夫を要する点があるかどうか，そういった点について御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

3 番の方，どうぞ。

3 番

裁判中に資料として検察の方が示されようとしたものを裁判長がそれはいけませんと言われたのがあったんですね。アニメーションというか，動きのあるものを提示しようとしたときに，裁判長がそれは出してもらっては困ります，この場では証拠にはできませんって言われたんですね。でも，検察の方はそんなこと私は聞いてませんのでと言って，ちょっと言い争いがあったというか，これに何の不備があるというか，いけないことがあるんですかと

というような話をされまして、結局この場では静止画像だけにしてくださいという指示があって、検察の方はその場で作り直して提示されたということがあったんですね。中断したのはそれだけだったんですけど、こちらとしても何がいけなかったのかよく分からなかったし、静止画面を見せられて、結局こま送りになったものを見せていただいたんですが、これが動いたからってどうなんだろうなという、違いがよく分からなくて、出された証拠となるものの有効性というか、それが素人にはよく分からなかったなって。なぜそれは中断されたのかというのもよく分からなくて、何か不思議な感じはしました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それは冒頭陳述ではなくて、証拠調べ、証拠書類の取り調べのときにそういうのがあったということですね。

3番

はい。

司会者

はい。分かりました。

ほかの方はいかがでしょうか。証拠書類の朗読とか、パワーポイントでの証拠調べについて、何か御意見、分かりやすかったかどうか。

8番の方、どうぞ。

8番

プロジェクターで、確か地図とか写真、写真もカラーの写真だったと思うんですけど、そういう現場写真を見せていただいて、非常に分かりやすかったし、なおかつ、やっぱり地図というのは大きいですね。自分の知ってるところと近いとか、その環境とかがよく分かったので、非常にありがたかった。ただ、今、3番の方が言われた、動画にする意味で、私の案件とは関係ない

んですけど、今って監視カメラとか行き届いているから、例えば車のスピードとかを判断するときには、これは危険なスピードだとか、危険じゃないとか、自転車のスピードとか判断するときには、動画っていうのは、そういった意味では、これから証拠になり得るなというようなことを今直感として思いましたね。

司会者

5 番の方、どうぞ。

5 番

動画っていっても、区別しないといけないものもあると思いますよね。逆に性犯罪とかなって、動画見せられたら引きますよね。それじゃあ、もう被害者一本になってしまったりしますから、その辺は静止画でいいと思うんですけど、確かに物体が動くとかというものに関しては、多分動画でも問題はないと思うんですけど。でも、人間の行為に対しての動画はちょっといただけないので、静止でいいと思いますね。

司会者

今、証拠調べの方法などについて御意見を伺ってるんですが、証拠調べの内容として、被害者とか、目撃者、それから共犯者が捜査段階で話した内容を検察官や警察官がまとめたのがあったと思います。供述調書とありますが、その朗読がなされたと思います。その朗読で内容を理解していただけたかどうか、朗読を聞いて、御意見とか御感想はないでしょうか。

6 番の方、どうぞ。

6 番

まず、ちょっと私も当然ながら初めてでしたので、朗読をしてるところ、それと、次に被告人の言葉を聞いたりとか、そういったところで突き合わせをしないといけないんですけど、朗読はある意味、一方的にわあっとしゃべってるんで、そうすると、それを一言一句全部書きとめるような形でやって

いかなきゃいけなかった。それで、後で裁判長のほうから審議の中で、裁判長のほうからこれはこういうふうに言ってたけどって、取調べの書類の中ではこういうふう書いてあるんだけどというような言葉をしゃべってたんですね。そちらの供述調書だとかは、我々が見えてないんで、我々に渡されるのは、ある意味、ドキュメンタリー的なかなりはしょったものしか配布されてませんので、それのところでギャップというか、何か違う、聞き間違いだったのかなとか、そういうことはちょっと感じましたね。以上です。

司会者

事件が4つあったという裁判員の方、3名いらっしゃるんですが、供述調書の朗読がどの事件に関する、どういった場面に関するものか、そういったことを理解しながら朗読を聞くことができたかどうか、その点はいかがでしょう。

3番の方、いかがでしょうか。

3番

事件が発生した順番に聞いたはずなので、その点に関しては、このことを言ってるなというのは分かりました。

司会者

そうすると、5番の方はいかがでしょうか。

5番

全く同じですね。一つの時系列によって進めていき、写真に出して、被害金額、被害状況、被害者の体勢とか、ナイフの持ち方とかっていうところは、モニターなども映されまして、一つ一つ時系列で全部、よくわかりやすく進めてくれましたので、理解はしやすかったです。

司会者

8番の方はいかがでしょうか。

8番

全く同感で、時系列であったこと、また写真を提示されたこと、また現場の地図を認識できたので、それぞれがどの事件であるかということのを的確に判断することができました。

司会者

4番の方にお伺いしたいんですが、もう殺人未遂事件で、かなり関係者が多く存在して、その供述調書もあったと思うんですが、朗読を聞かれて、ちょっと長いなとか、あるいは途中で何のことを言っているのかがよく理解できなかったとか、そういったことはなかったでしょうか。

4番

朗読のときに思ったのは、検察の冒頭陳述をずっと聞いていて、私は検察の言ってることを最初はうのみにするほうだったんですけども、よくよく、要するに被告人のほうを見ていると、何かそこには隠されたことがたくさんあるだろうなという感情にもなってきた、弁護士ももう少しこちら側に対していろいろ言うことがあったんじゃないのかなという気もしたんですけども、それはなかったものですから、事件自体が凶悪だったということだけに落ちついてしまったんですけども、もしかしたら、もっとこの犯罪にはたくさん隠された部分があったんだろうかなという気持ちにもなりましたが、裁判している時間が短いし、このぐらいのことで済んでしまうのかなという、ちょっとやりきれなさも感じました。だから、裁判員になってみて感じたことの一つ大きな点は、自分がもし弁護士として動くんだったら、もう少し違った切り口があって、もっと言いたいことを引き出してあげれたのかなという気がしましたが、結果的には検察のこの事件の凶悪性ということが一番重い、裁判員の皆さんのほかの人と話した結果が結構重い刑にはなってしまったなという気はしたんです。

司会者

関係者の供述調書があったと思うんですが、その朗読について、よく分か

った、あるいはよく分からなかった、そういったところは何かございましたでしょうか。

4 番

言っていることはよく分かったんですけども、そんなに浅いものかな、人が殺人未遂まで行って、もう少しで死ぬところまでの殺意を感じるのがこんなに簡単にできるのかなという思いがあったので、こんなに陳述に書かれているだけのことでおさまってないはずなのという、そういう気持ちがどうしても拭えませんでした。

司会者

この関係で、ほかの方、御意見ございますか。

それでは、お時間の関係もございますので、次の話に移りたいと思います。

証拠調べの中で証人尋問、あるいは被告人質問があったと思います。まず、証人尋問について、この証人がどの争点に関連する証人で、どういった事項について証言をする予定なのか、そういったことは十分に理解できていたかどうか、その点を伺いたいと思います。

そうですね、争いのある事件としては、1番と4番と7番、4番は特に当時の被告人の精神状態が問題になってたと思います。1番の方はいかがでしょうか。その証人尋問の際にどの争点に関する証人で、どういった要点、事項を証言する予定なのか、そういった点についての認識の程度はいかがだったでしょうか。

1 番

証人尋問で感じたことは、検察側と弁護士側の証人がおのおの来ますよね。それで、同じ写真を見ながらですけども、説明がまず違うということが、私達素人にはちょっと分かりにくかったと。それで、どっちが正しいのか、どっちが本当なのかということが、その都度、これも正しい、こっちも正しいというような感じにならされることが多々あったのが、私なんかの無知な人

間には困りましたね，誰とも相談することはできないし。そのために，その判決なんかのときにも，みんなと話してるときに，多少は話しましたけれども，裁判官とか裁判長の意見が結構参考になったと思います。同じ証言でもどっちも正しく聞こえるのがあれでしたね。私の感想です。以上です。

司会者

1 番の方の事件では，被害者の御遺体を解剖したお医者さんと，あと法医学者 2 名，合計 3 名のお医者さんの証人尋問を行ったわけですが，その内容は聞いただけでは少しわかりにくかったということでしょうか。

1 番

そうですね，みんなそれぞれもう立派な人が証言しているものですから，どれも正しく聞こえるんですよね。その辺が私にはよく理解できなかったです。

司会者

同じく 4 番の方の事件でも精神科医の証人尋問があったと思います。その証言内容を理解できたかどうか，その点いかがでしょうか。

4 番

精神科医の方の被告人が精神的な病であるということと，それから，最初に検察のほうの説明してくれた求刑に対する動機の中に，薬物に対しての一過性のもの，犯行当時に被告人自身がすごく精神状態に異常を来していたということがもし認められているのかいないのかということとを，証人尋問で来たお医者さんははっきりは答えていませんでしたね。本人が犯行したときに，警察官に取り押さえられるんですけども，取り押さえられる状況下で，やはり殺意がその時点でもあったということも本人が証言しているにもかかわらず，時間がたった後でそんなことは言った覚えがないみたいな形になってしまっていることもあったので，お医者さんの言っていることに対する証言というのがちょっと私には懐疑的と。

司会者

7 番の方もかなり証人がいたんでしょうか。

7 番

記憶しております証人尋問は、被告人が経営していた飲食店の従業員の出勤カレンダーみたいなのがありまして、それを事前に交代してもらったか、事件発生の日が被告人が休みを取りかえてもらったかどうかという、それを確かめるための証人尋問だったと思います。この証人尋問自体は、この事件が計画性があったかどうかを確かめるための尋問であるということはよく理解はできました。尋問に関する印象は以上です。

司会者

3 番の方の事件で、これは被害者御本人と共犯者を証人尋問をしたと思うんですが、先ほど申し上げた供述調書の朗読という方法と、そうやって証人から直接話を聞くという証人尋問の形ですね、その2つを比較して、何か御意見、御感想があるでしょうか。

3 番

事件からかなり時間がたっていた裁判で、証人の方がいらして話を聞いていても、曖昧なことがあったり、あと忘れてしまっていたりとか、調書ではこう書いてありますけど、これはどうだったんでしょうかというふうに聞かれると、そうだったんだと思いますという感じで、なので、実際に来ていただいて話をして、この人の話は信用できるのかなとか、そういう考える目安というか、人となりを見るというか、そういうことではよかったのかなと思うんですけど、実際その場で話を聞いたことがどうであったかと言われると、余りこれが決め手になったとか、こういうことがよくわかったというのは、それほどなかったような気がします、正直。

司会者

証人とか被告人に直接裁判員から尋問とか質問する機会があったと思いま

す。裁判員の方御自身が心証をとるには、直接質問することがかなり重要な方法かなと思っていますが、直接質問する機会、これを十分活用できたかどうか、その辺の御感想はいかがでしょう。

2番の方はどうですか。

2番

私の事件は、強制わいせつの事件だったんで、3人ぐらい別のよう質問しましたけども、やっぱりそういう機会を設けていただいて、質問に対してそんなには、私は言葉より顔をちょっと見てたんですが、どんな話し方するのかとか、あと顔の印象だとか、目つきをちょっとじっくり見ながらこうやってたんですが、同じような質問を繰り返しちゃあんまりいけないなという中で簡単なちょっと質問でやらせていただきました。質問自体は1分か2分ぐらいの質問だったんですが、そういう機会を設けていただいて、大変よかったですなと思います。

司会者

どうぞ、8番の方。

8番

加害者のほうが筋骨隆々とした男の子で、被害者のほうが本当に小学生とか中学生なんですよね。そのとき思ったのは、もし、僕が質問したんですけど、あなたは武道の経験がありますかといって、加害者本人はそれを否定されたんだけど、ボクシングの選手とか空手の選手とかがもし性犯罪にかかわったとしたら、本当に恐怖だし、本当に被害者のほうは殺される危険性もあるんだなというふうな感じでちょっと質問させていただきました。

あと、これはちょっと今の質問とは違うんですけど、要するに被害者が言葉もきちっとしゃべれない女の子なんで、被害者の母が、お母さんが被告人の証人として出てくるわけなんですけど、お母さんが言ってたのすごいい印象的だったのは、犯人の生殖機能を失わせたいということ、要するに今、

同態復讐法というのは、死刑は同態復讐法なんですけど、それ以外は量刑という感じになって、例えば20年の刑を与えたからといって、20年後、その人の罪が許されてるといふ科学的な根拠は何にもないんですよ。だから、司法は再犯の可能性のほうに重点を置いて、量刑が罪と比例することはあんまり関係なくなるんじゃないかな。例えば80歳で殺人を犯した人に死刑を言い渡したとしても、80歳から生存する可能性というのは少ないわけですから、そういうことよりも、20代の方の男性の性犯罪というのをどうやって防いでいくかということにシフトして考えたほうがいいと思うんです。

司会者

5番の方に伺いたいんですが、これは検察官が強盗を主張したのに対して、窃盗を認定したと思うんですね。これは特に被告人からは直接話を聞いてますが、バッグを奪われたことを述べている被害者については証人という形では聞いてないわけですよ。何かその点で被害者から直接話を聞いたかったというような、そういった御感想などはないでしょうか。

5番

聞きたいとは思いませんでした。なぜならば、本人がその場にいたときの現象をそのときに聴取じゃないですけど、とっているわけなので、それをあえて聞く必要はないと。今ここに上がっているとったとらないとかいう、強盗じゃないよということなんですよね。とって落としたのか、最初から落ちてたものなのか。落ちてたものを拾ったのか、奪ってそこに落としたのかとか、何かそういうニュアンスで、窃盗なのか、強盗なのかというので分かれて、刑が違ったわけです。あと、証人といっても、被害者の方が泣きながらお話してくれたので、その辺はもう切実に身に余る思いで聞きましたし。

司会者

それは被害者の方が意見陳述をされたということですよ。

5番

そうです，そうです。

司会者

強盗か窃盗かというところで被害者から直接話を聞きたいというような，そういった御感想まではなかったということでしょうか。

5 番

そうですね，それはちょっと出なかったですね。被告人の質問というのがあったのですが，裁判員が6人いましたよね。だから，みんなそれぞれ質問が違ったので，質問はそれぞれ違うので，そのとり方はあってよかったなと。1つの質問で判断しなくて，6つの質問で判断できるので，とてもよかったと思います。

司会者

それでは，審理について，検察官，弁護人のほうから何か御質問ございますか。

中田弁護士

弁護士会のほうから少しお尋ねします。

4番の方の事件では，関係者が生活保護にかかわる人だった，それから7番の方の事件では，暴力団の関係者の事件だったというふうなお話の中で，その部分がちょっと分かりにくかったというふうなお話があったと思いますが，私ども，皆さんの前で公判開く前に，公判前整理手続というものをやって，証拠や争点が皆さんのなるべく負担にならないようにということで絞って公判に実は臨んでるんですけども，例えばもうちょっと背景事情も含めて，主張や立証のほか，詳しくしてほしいとか，量があったほうが分かりやすかったんじゃないとか，そういうような御感想をお持ちの方というのはいらっしゃるのでしょうか。

司会者

4番の方。

#### 4 番

生活保護を受けている方が被告人だったんですけども、被害者も生活保護を受けている。何か周りにいる全ての、例えば自分の娘も生活保護を受けている。被害者の、もともと被害者だった人は被告人の妹がそこで虐待されているような状況もあったと。そんなような状況を全てここで、この短い論告には当然書けないでしょうけども、私が被告人に質問したときにも感じたんですけども、完全にかたくなになって、多分思いというのは裁かれるようなものじゃないんじゃないかというくらいなものを感じたんですね。ですから、多分背景にはもっとすごいこともたくさん隠れていて、検察のほうもその辺は情状をしちゃって論告しているのかなという気もしたし、単なる表に出てきた車がうんぬんだけで人を殺害するようなことはないだろうし、ほとんど殺害に近いような状況だったんですね、状況自体が。それで、たまたま病院がすぐそばにあって行ったけども、要するに、私、被告人じゃなくて被害者の顔を見たかったんですね。どういう人が被害者だったのか。すごくその被害者に疑問を感じて、生活保護を受けながら、被害者がちょっと恫喝するだけでおびえるくらいの人だったのかどうなのかということも考えたし、そう考えると、被告人とか被害者とか、そこを取り巻く生活保護者というものの自体がもっと理解されないと、こんなの裁判できないよというような気にもなったので。

司会者

7 番の方、いかがですか。

7 番

弁護士の方が説明をする内容というんですか、いろいろ写真を多数見せていただいたんですけども、例えば被告人が事件の打ち合わせをするとき、この駐車場にとまって打合せをしたというようなことで、その道路沿いにある防犯カメラの写真をとってもたくさん提示していただいて、こんな防犯力

メラのいっぱいあるところでこんな話をするわけがないでしょうという、そういう説明自体がなくて、そういうふうに思わせるというんですか、それは何かそういう説明をしていただいてもいいんじゃないかなと私は思ったのと、あと、死体遺棄で死体を埋めた場所ですね、その場所に行く道筋、それをずっと写真で見せていただいて、死体を埋めたすぐ隣に民家があって、そこに洗濯物がいっぱい干してあると。その写真をアップでちょっと映してくださいと言われて、何でなのかと思ったら、人がすぐ住んでる横で穴を掘ってわざわざ埋めるというのはおかしいでしょうって、それが伝えなかったのかなとか、いわゆる何を伝えたいからこれを見せてるんですよという、何か説明をいただいたほうがよく分かりやすいのかなという印象がありました。以上です。

司会者

よろしいですか。

中田弁護士

はい。

司会者

検察官のほうから質問ございますか。

宇川検察官

特段ございません。

司会者

裁判官のほうはいかがですか。

福家裁判官

ございません。

司会者

次に評議について御意見を伺いたいと思います。

評議は、裁判員と裁判官の共同作業です。十分に議論をすることが求めら

れていると思います。皆さんが実際に評議を体験されて、話しやすい雰囲気だったのかどうか。それから、評議の進め方で、裁判長、あるいは司会役の裁判官にこういうようにしたほうがよかったのではないかというような、そういった注文をする点があるかどうか。さらには、もう皆さんがもう一回裁判員として評議に参加するとした場合、こんな点で工夫してほしかった、ほしいという、そういった点があるかどうか。そういったところの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、8番の方。

8番

一番思ったのは、補充裁判員の方ですかね、意見を言えないという方。確かにその方はベンチウォーマーとして、すべからく私どもの意見を聞いてくださって、それなりに自分の意見をやっぱり構築してるわけですよ。それで、すごいストレスを感じてるということはおっしゃってまして、最終的に思ったのは、議論するわけにいかないから、A4、1枚でいいですので、400字ぐらいでちょっと思っていることを提出していただくとありがたかったかなと思っていました。私自体は、やっぱり補充裁判員のその方が一番客観的にとらえていて、私自体の思いというのを毅然と決めるときには非常に参考に、休み時間に考え方を教えていただいたんですけど、参考になりました。

司会者

ほかの方は。

6番の方、どうぞ。

6番

まず、言いたいことは、評議の中で言いたいことはどんどん言えました。最終的な判決文のところにもそれぞれの裁判員の方の意見というんですかね、こういうふうなことだったからこういう事件に至ったというのの一文が端々

に載りました。ですから、そういう意味では、非常に言いやすかったし、裁判員の意見も聞いてもらえて、それが反映された裁判だったと私は感じました。以上です。

司会者

何か注文するようなところはないでしょうか。

6 番

注文というか、ちょっとこれはいいかどうかは判断は私はできないんですが、事件の中で懲役何年とか、そういったところを決める裁判だったんですけど、その裁判の中で、強盗致傷だと6年だとか7年だとか、そういう一つの目安がありますということで裁判長とかからいろいろ教えていただきながら、最終的に決めたんですけど、じゃあ何年としましょうかとなったときに、裁判長みずからが私は何年だと思いますって一番最初に言っちゃったんです。それを聞くと、みんな何年というのが頭から離れないで、やっぱりこれぐらいは、例えばの話、5年ですといたら、5年より上回れないのかなとか、下にしちゃったらまずいのかなとか、そういう感じはありましたので、それがちょっと疑問点というか、あれっという感じでした。

司会者

2 番の方、どうぞ。

2 番

私も6番の人と同じような感じはしてたんですが、最終的には皆さん、裁判長のほうから同じようにやっぱり声が出たんですが、裁判員ちゅうことで、やっぱり自分で思っていることは話しちゃったもんですから、皆さんで紙に書いてくださいと言われてまして、自分の意見を書いて集めて、正の字で、先ほど言ったように、もう刑が大体決まってるんで、何年にしようかというところまでちょっとありましたので、ああいうちょっと言葉で出せないやつを紙に書くというのはとってもよかったなと思いました。

司会者

1 番の方，どうぞ。

1 番

私も最後の判決に至るときには，裁判長さんというよりも裁判員の人達も皆おのおの意見を言ってもらって，おのおの。それで，最終的に判例というのがこういうふうになってますよと。それで，皆さんはどうしますかということで，おのおの全員に，私はこのぐらいでいいんじゃないか，こういうわけにこういうふうにしたほうが，これでいいんじゃないかとかって，そういう個々にそういうふう決めて，皆さんは，じゃあ，それでは，これとこれととって，それで決めたんで，皆そのときの意見はみんな通ったんじゃないかなと思いましたね。以上です。

司会者

何かこういった点を改善したほうがいいんじゃないかというような点はございますか。

1 番

改善といっても，でも，私は経験の中ではそれが一番ベターじゃないかなと思うんですけどね。

司会者

4 番の方，どうぞ。

4 番

私は評議の時間が短過ぎて，とても結論は出せなかった裁判員の一人です。結構そういう方もいたと思います。短過ぎて，判断するには，ただこのぐらいの量刑だよと言われて，それと比較して決めるにはちょっとという感じがしました。

司会者

評議の時間が短かったという御意見ですね。

ほかの方はいかがでしょうか。

7番の方からどうぞ。

7番

評議につきましては、裁判長を囲んでみんなで意見を言い合う進め方、これはなかなかリラックスをして、各自思ったことが言えるようないい雰囲気が進められたと思います。私の感じたことは、それで話し合ってきて、どういう量刑がいいのかどうか、そういうときに、過去の判例、似たような事件でこういう判決が出てますって、そういうのを幾つかピックアップしていただいて、何十年、何十年、このケースだと何十年、そういう目安として出していただいたということなんですけど、そういう目安と、あと、法定刑、数字でこういう場合は最高何年です、そういう説明をしていただいて、それでは何年がいいですか、そういうふうにして決めたんですけども、法律に詳しくない私のような一般人が思う感情と法定刑というのは、ちょっとやっぱり幾らか乖離があるような気がいたしまして、単純に私なんかは人を刃物で刺して殺して、それを埋めてしまう、そういう凶悪な人は、もうなるべく社会から隔離してほしい、単純にそういうふうにするんで、無期懲役にしたいと、心情的にはそういうふうにするんですけども、実際の法定刑、それから過去の判例を見ますと、なかなかそういうふうにはできないと。それは、法律を知らない人たちの感情というのと、それから法曹界の、難しいことですけれども、その影響ですね。それにちょっと乖離があるような気がしますですね。最近でいいますと、京都の亀岡の自動車事故、あれも端的にそういう感じがいたしますし、そういうところ、大変難しい部分なんですけれども、少し手を入れていただければという希望はございます。

司会者

御意見は十分におっしゃることはできたということでしょうか。

7番

はい。

司会者

それでは，3番の方，どうぞ。

3番

この事件，私がかかわったこの事件に関しては，ほかの裁判員の方もとても話しやすく，意見が活発に出たほうだと思います。ちょっとしたアクシデントがありまして，最終の審議が時間どおりに始められないということがありまして，何時間か，私たち控室で待たされたんですね。そのときに，もう一回最初からちょっと復習してみないかということで，誰ということはないし，いろんな意見を，この事件に関してはどう思うとか何かというふうにして，本当に審議を尽くせたんじゃないかなというふうには思いました。判例はもちろん示されたんですけど，それ以前に，この被告人に対しては何年ぐらいでいいんじゃないかとか，何年ぐらい必要なんじゃないかという話も出て，いざ裁判長が加わって評議が始まったときに，一応こういう犯罪に対しては何年以上何年以下というふうにもう決まってるんです，懲役刑は決まっているんです。その中で何年っていうふうにして決めてくださいっていうふうに言われて，もっともなことなんですけど，そうなんだなって。それが決まっていなくて，変な話，ばらつきが極端過ぎるなって。もう收拾がつかなくなってしまうんじゃないかなと思って，でも，裁判長がこういうふうに判例が幾つかありますというふうに出してくださったんですけど，結局おのおのその中で何年何年というふうに決めて，結局私たちの場合は総意になって，何年というふうに決めることができました。

ちょっと私，本当に個人的なことなんですけど，希望としては，私は裁判員1番だったんですけど，意見を求められるときに必ず，1番さん，どうぞというふうには振られてしまいまして，裁判長にいつも私からなんですって言ったんですけど，どうも何かいつも1番からというふうに言われたのが，

考える時間とかも欲しかったですし、それはそのときにも言ったんですけど、いつも1番と言われたことがちょっと嫌だったなというのがあります。以上です。

司会者

8番の方、どうぞ。

8番

経験者3番の方のおっしゃってたことがすごいよくわかって、僕はたまたま控室を間違えて、2つ部屋があるんですけど、僕は西側の部屋が本当だったんですけど、間違えてその隣の部屋に入ったときに、そこは裁判官の席とか、1番、2番、3番、4番、5番って、もう決まってるんですけど、西側の部屋は日によって席が移動するような形で、裁判長の席さえもシフトするような感じで流動的だったんで、そうすると、意見の順番というのがランダムになって、プレッシャーとか、一番最後の方がよりよくまとめ役になるというようなことはなかったから、多分私どもの部屋のやり方のほうがよかったんじゃないかなと思いました。

司会者

今、8番の方から、具体的な座り方の問題などのお話もありましたが、5番の方はいかがですか。

5番

特にありません。

司会者

5番の方もやっぱり主に量刑が問題だったと思うんですが、評議の進め方で、この点はこうしたほうがいいんじゃないかとか、何かそういった御感想、御意見はいかがでしょう。

5番

私のところでは、裁判官、裁判長は裁判員が質問しない限り、余り答えな

かったですね。その量刑であるとか、事例が欲しいとかいうのも私どもがこういうのありますかって聞いてから、調べていただけると。だから、最初からは余り口を出さない状態というか、話を聞いて補足していく、補足をしていっていただいたので、うまく進んだんですけど、脇道にそれることもあるので、それを修正していただくのも裁判官が一生懸命やってくれましたが、でも、あとは、私達もやっぱりど素人なので、窃盗と強盗の刑の違いであるとか、あとは強姦と強盗を一緒にしていたら、何年ではなくて、強姦は強姦で何年、強盗は強盗で何年という、積み木を重ねていくような刑というような判断だったんだなというふうに、そこで改めて知って、それからスムーズに話がとんとんと進みましたね。とても誘導していただいたので、言いたいことも言えましたし、反対意見も出るので、絶対自分が正しいと思えば議論にもなりますけれど、それはとても有意義だったと思います。

ただ、ちょっと質問してもいいですか。

司会者

はい。

5 番

必ずそのグループには女性と男性は入ってるんですか。男性の場合もあるんですか。男性だけの場合とか。

司会者

裁判員の性別ということでしょうか。

5 番

はい。

司会者

それは全く抽せんの結果ですので、いろんなバリエーションがあると思います。可能性としては男性だけ、あるいは女性だけということも当然あり得ます。

5 番

評議するのに、男性だけだと男性だけの考え方とか主観性が入ったりするので、男性と女性の考え方ととらえ方が違うので、それは男性と女性是一緒にするべきではないかなと今思いました。私のときは、女性が2人いたので、とても女性が切ない思いをしているのも、裁判員の方から聞くこともありましたが、被害者側と被告人側の考え方もあるので、やっぱり男性、女性は組み込んだほうがいいのではないかと思います。

司会者

抽せんの結果、選任されますので、そこは、おっしゃることはよくわかるんですが、そうならない場合も当然あり得るということで御理解いただきたいと思います。

6 番の方、どうぞ。

6 番

私の今の質問の部分の話でいいますと、私が出た裁判は、男性3名、女性3名、補充裁判員の方が男性2名、ちょうどバランスがとれた形でした。不思議と年齢的にも20代、30代、40代、50代の形で、ちょうどばらけた形、一番バランスがよく、いい形でいろんな世代の意見が出たかなというふうに感じた裁判でした。ですから、そういう部分で、できるできないは別としても、いろんな意見だとか、そういう部分を聞いていただけらるであれば、そういうのも、年齢と性別、それをある程度シャッフルするような、そういう形で選んでいただいたほうがより生に近いような評議だとか、裁判になるのではないかなと私は勝手にそう思います。以上です。

司会者

それでは、評議についていろいろ御意見伺ってきましたが、最後に、その評議の進行に当たって、裁判官のほうから誘導といいますか、あるいは押しつけ的な、そういったものが感じられたかどうか、その点はいかがでしょう

か。

1 番の方，どうぞ。

1 番

私たちの担当したこの案件に関しては，そういうことは一切なく，自由に発言できました。おのおの個人的な意見は述べさせていただいて，かえってよかったなと思いました。

司会者

ほかの裁判員経験者の方，いかがでしょうか。

2 番の方，どうぞ。

2 番

同じように，自由に発言させていただいて，先ほど6 番の方も，要はちょっと話が出たんですが，やっぱり年代もいろいろばらばらで，男女もばらばらなので，聞き方とか何かがいろいろ工夫されて，逆にそれを裁判官の方がうまく誘導してくれたんで，大変助かったと思います。

司会者

特にこの点に関して，御意見ある方はいらっしゃいますか，よろしいですか。

6 番の方，どうぞ。

6 番

先ほど裁判長のほうから，何年という言葉が一番先に出ちゃいましたと言いましたけど，それは事実として，ただ，それは一つの，別に弁護するわけじゃないんですけど，一つの目安，取っかかりですね。取っかかりというか，一つの目安で，通常というか，強盗致傷というとなら6 年だとか，それぐらいになるのが普通ですよ。それに対して，裁判長は私は何年ですという言葉，を発言してました。それに対して，あとは，じゃあ私は何年何年という形で，刑期のプラス・マイナスのところじゃあどれにしましょうかという形で私

の場合は決まりました。

司会者

それでは、評議について、検察官、弁護人のほうから質問したい点ございますか。

はい、どうぞ。

中田弁護士

弁護士会のほうからお尋ねしますけれども、先ほどから御意見をお伺いしてますと、評議の中での量刑のデータベースのお話が幾つかありましたが、それ以外に検察官、あるいは弁護人のほうからもこのぐらいの刑が妥当だと思ふという意見が出ています。弁護人のほうは出ていないケースもあるかと思うんですけれども、それはその評議の中ではどういうふうに参加したか。あるいは弁護人が数字で意見を言わなかったようなケースについて、数字で意見を出してもらったほうがやりやすかった、参考になったなというような点について、御感想、御意見等ありましたら、お伺いできますでしょうか。

司会者

どうぞ、5番の方。

5番

弁護人の方から刑は言われてはいないんですね。弁護人の方は、その被告人を守るがゆえの多分弁護人だと思うんですけど、率直にもうストレートで言うと、守りたいと思ってないように感じたんですよ。いや、刑はもう決まっている、もうどうしようもないなと思うような刑なんですけど、まだそこで何か反省をさせるようにしむけてるとか、かばおうというような表現があると、ボディアクションでもいいんでしょうけど、熱意が感じられなかったのが率直なところで、いいようにずっと考えてみたんですけど、でも、最後の被告人の質問で打ち砕かれたので。

司会者

ほかの経験者の方，いかがですか。

例えば3番の方の事件では，弁護人のほうから特に具体的な刑の意見は出てないと思うんですが，あったほうがよかったという御感想はありでしょうか。

3番

特に，検察のほうからの求刑も正直言ってあんまりみんな考えたというか，それを目安にはしてなかったような気がします，正直。先ほど申し上げましたけど，雑談する時間が多かったものですから，本当にいろんな話をして，この被告人が，20代なんですけど，例えば10年入って30歳半ばで出てきたときに，仕事につきやすいとか，あと生活，復帰するときに，この年代だったらどうだろうというような話までしましたので，それは具体的には，もし弁護士の方から何年というふうに言われても，それはあんまり影響がなかったんじゃないかと思います。

司会者

どうぞ，6番の方。

6番

今3番の方がおっしゃったように，まさに私どもも同じような感じです。弁護士の方，弁護人のほうからは，もう情状酌量の余地があるぐらいの言い方をしてました。それが冒頭陳述のところで，まず，この被告人は凶暴な人間じゃないよと，強盗致傷をやった人間だけど，そんな暴力的な人間じゃないよと。こうこうだからというところで始まってまして，検察側からはもう求刑7年というところで，それは一つのマックスそれぐらいにいっちゃうような大事件なんだねと，そういう形で感じましたけど，最終的には何年と決めたんなんですけど，それは先ほどちらっと言いましたけど，求刑より，あと過去の判例より短い刑で終わらせるなど，それに決めてあげたんだから，よく

なってよという気持ちを込めた形の量刑を我々は言えたかなと。もう短くしてやったんだから，もう二度とこういうことを起こさないようにねという気持ちが我々は込められたかなと思ってます。以上です。

司会者

じゃあ，よろしいですか。

検察庁のほうの質問ございますか。

宇川検察官

特段ございません。結構です。

司会者

裁判官のほうもよろしいですか。

それでは，最後に，これから裁判員になられる方へのメッセージがありましたら，お一人ずつ簡単におっしゃっていただきたいと思います。

1 番の方からよろしいですか，申しわけありません。

1 番

私は，この裁判員を経験いたしまして，別に後悔なんかはしてませんが，ただ，初めはあんまり気が進みませんでした，実のところ。でも，いろいろと経験したことは，今まで私の人生にとっても，全然畑違いのことでしたので，その辺ではよい経験となっていますので，これからはもし選ばれることがある人は，ぜひ参加して，経験して損はないと思いますので，頑張ってもらいたいと思います。

司会者

ありがとうございました。

2 番の方，いかがでしょうか。

2 番

裁判員を経験したということで，先ほどちょっと7番か8番の方から意見が出たんですが，今まで犯罪を見て，あんまり関係なかった。でも，今，こ

うやって裁判員を経験してから，大分事件がちょっと自分の中で変わってきた，そのように思います。やっぱり生活等も若干変わって，いいことだと思いました。また，これから新しくなる方，これから選ばれると思うんですが，先ほどやっぱり8番の方からだと思うんですけど，選ばれて，いきなり午後からいきなり審理というあれが，私もそのときにいきなりもうなるのかと，何か心の余裕が何もなかったというのは，今はちょっと思ってますので，そういうところを少し改善できたらいいかなと思います。

司会者

ありがとうございました。

3番の方，いかがでしょうか。

3番

裁判員が決まったときに，何となく自分は被害者の何か応援ができるみたいな，被害者の立場で来てたんですけども，実際に裁判を経験してみると，どっち寄りとかいうのではなく，あくまでも検察官と弁護士の意見を聞いて，そこで判断をすべきことなんだなというのを改めて感じました。候補に挙がりましたというときから，いろんな資料をいただいたんですけど，正直何かもう余りにもいろんなものがあり過ぎて，本当にもうちょっとした冊子しか見なかったんですけど，素人はどんなに頑張っても素人なので，専門的なことは専門の方にお伺いすればいいのだから，私は本当にもう何も知らなくて来てもよかったんじゃないかなというふうに，逆に素人が入るという意味はそこなのかなというふうに感じていますので，皆さんも決まったらぜひ積極的に参加していただきたいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは，4番の方お願いします。

4番

先ほどもちょっと言ったんですけども、もう少し評議時間を長くしていただきたいなと思っていました。なぜかというと、裁判員、要するに人を法律で裁くのがどうのこうのっていうことに全然かかわらない素人なわけで、自分の経験値は確かに上がるかもしれないけど。もっと深く聞きたい部分があって、できれば評議が、もしこれから裁判員になる方へのメッセージとしたら、評議時間を長くしてあげたらいいなという気がしました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、5番の方をお願いします。

5番

裁判員をやりまして、本当に畑違いで、本当に上から目線で物を言ってるような世界だと最初は思っていました。いざ経験してみると、もう公平だと、刑罰も公平な判断で下した刑なので、とても人の人生を公平に見なきゃいけないという重みも感じましたし、悪さしちゃいけないんだなというのも特に身にしみて感じました。次に裁判員に選ばれる方は、片意地張らずに、力抜いて、人の話聞いて、自分の思ったことを口に出してくださいと。新しい意見と、ほんのちょっとささいな疑問から法律は変わっていくんだらうなと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、6番の方をお願いします。

6番

まず、最初に、裁判員になって私は非常によかったと思ってます。次に裁判員になる方、そういう機会があったらぜひ、拒否らないで、出席というか、参加してくださいと、参加すべきですということを私は申し上げたいと思います。ただ、2つほどちょっと私が裁判員を経験して、その後に、テレビだ

とかニュースで報道されていることでどうなのかなと思っている裁判がちょっと2つほどありまして、一つが百日裁判とか、長期間の裁判の場合、私は会社員なものですから、そういったところ、そういう裁判に選ばれたとしたら冗談じゃないというふうに、帰ったら席がなくなっちゃうよみたいな、そういう立場に追い込まれるような気はします。ですから、ちょっと評議時間を長くという話もあったんですけど、それとちょっと相反する話として、百日裁判とか、長期化する裁判、そういったところの対処の仕方というか、そのあたりは、いろいろもんでるとは思うんですけど、そのあたりはちょっと何かを考えていただきたいということが一つ。もう一つがやり直し裁判というか、つい最近、裁判員裁判で無罪となったのが上告されて、戻ってやり直し裁判か何かで、上告して有罪になって、それがまた戻ってとかという裁判が2週間ぐらい前だったのですかね、そういう裁判があったかと思うんですけど、地方のほうで。ちょっとそういう裁判員を経験した立場からすると、上告して覆ってというところに関しては、非常に侮辱だろうなど。同じ裁判員を経験した人間としては非常に侮辱だったろうなというふうに感じています。済みません、長々と。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、7番の方お願いします。

7番

この裁判員の経験をさせていただく前は、刑事事件というのは新聞やテレビのいわゆるそういう世界のものだったんですけども、この裁判員経験させていただくことによって、そういう刑事事件、それから刑法にやっぱりちょっと目が向くようになりました。それは自分にとってもいいことだなと思いますし、あと、すごい感じることは、案外こういういろんな刑事事件というのは、自分の身の回り、割と近くにいっぱい転がってるんだなって、そうい

うちちょっと危機感というか、それを持ちましたので、新しく経験される方、お勧めしたいなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。

それでは、8番の方をお願いします。

8番

要点は4つありまして、まず、1番目が、国会議員の選挙のときに審査されてるわけなんですけど、最高裁判所の判事は。まあ機能してない。それで、今法務省、この裁判所が別々の機関としてあるんだけど、何か私ども裁判員はどっちを窓口とすればいいのだろうという感覚はあって、もっと、三権分立が言われているわけだから、司法の独立性を明確にさせたほうがいいんじゃない。どう考えても、役人ではないんですよ、裁判官は。ただ、僕が実際経験したところ、判例に基づいて粛々で行っている、ちょっと霞が関的なイメージを受けました。

2番目は、イスラムなんかではむち打ちなんていう刑があるんですけど、もっと宗教的とか道徳的なことを考える器が今の裁判官とか弁護士は持っていないので、ヨーロッパの裁判官は多分勉強されてると思うんだけど、キリスト教とかについての知識をもっと勉強するべきですね。特に皆さん聖書は読んでないだろうな、読むべきであろうと思います。

3番目は、犯罪者のほうが出所してからの対応というの、今はホームレスとかいるんですけど、私の友達で犯罪犯した人なんかは、やっぱり刑務所の中は居心地よかったよって、ホームレスになって飢え死にで死ぬよりは刑務所から出たくないというようなことをおっしゃってたので、再犯の危険性とかを防ぐ意味であれば、老後は刑務所の中で暮らしたほうが悠々自適なのかなって感じがしました。

4番目が、犯罪者同士の公平さというのは、今の裁判では判例ということ

に基づいてとられてはいるんですけど、基本は過去においては同態復讐法なんだから、被害者との関係性ですね、バランス、この前の京都の無免許の問題にしる、被害者とのバランスが余りにもとれてないということがあるので、被害者の感情を踏まえた上で、今後裁判所というのは非常に機能していかなきゃいけないんじゃないかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、報道関係者のほうから御質問受けたいと思います。いかがでしょうか。

A社

1点お伺いしたいんですが、私は裁判員裁判の制度に対する評価について皆さんにお聞きしたいんですが、プロの審理に市民が加わることの意義について、実際に裁判員を経験された皆さんの立場から率直な意見を聞かせてほしいと思います。プラスの意義があるとすれば、どんな点か。一方で、もしそういうプラスの意義というのは見出せなかったとすれば、なぜなのか。できればお一人ずつ伺えればと思います。よろしくお願いします。

司会者

申しわけありません、1番の方からでよろしいですか。先ほど3番の方の御意見もあったんですが、じゃあ、1番の方お願いいたします。

1番

私は意義という点では、よく分かりませんが、法律に無知な人達が加わって、いろんな意見を交えるということは、結構それなりに意義があるんじゃないかと思います。法律を勉強した人たちの中で話すよりも、一般の人たちが述べる意見も、中には貴重なものがあるんじゃないかと思いますので、その点ではよいんじゃないかと思っています。以上です。

司会者

2 番の方，いかがでしょうか。

2 番

1 番の方と同じようなんですけども，やはり弁護士さん，検事側の意見をいろいろ聞いて，1 番の方と同じように，一般の人はこういうふうに思う，やはり思い方がいろいろ違うと思います。その辺をやっぱり言える機会だということで，裁判員の制度はいいと思います。以上です。

司会者

3 番の方，どうぞ。

3 番

私も裁判員の経験をして，裁判員制度はある程度意義があることだと思います。素人がとんちんかんな質問をすることで，それがちょっと進行を妨げたりするかもしれないんですけども，専門家の方がそこで素人というか，専門外の方はこう考えるんだとかというふうにちょっとでも思い至っていたら，それも何かプラスになることなんじゃないかと思います。以上です。

司会者

4 番の方，どうぞ。

4 番

私は裁判員制度は余りいいものではないと思ってます。というのは，さっきから言っているように，素人がかかわって自分の意見を言うことは確かにやって自分の勉強にはなるけども，審議がやはり中途半端で終わってしまうような感じがします。専門家がいるんだから，専門家がきちんとやっていたら，もっときちんとした判断ができるのかな，そのための専門家もいる，そのための裁判官であったり，弁護士であったり，検察だったりするんじゃないかなという。ただ，市民が参加する，傍聴に来ればいいだけのことであって，私は裁判員制度自体に意味があるのかなというのは疑問に思ってます。

以上です。

司会者

では，5番の方お願いします。

5番

裁判員の庶民から参加するのは，プラスの面でいえば，違う視点から見れると。いわゆるここにあるように，証拠証拠で出されたものから全て決めてはいるんですけど，それ以外で違う視点から，この人の生き立ちがなかった場合に，それが疑問であったり，友達の関係性はどうだったんだろうかって当然あるんでしょうけれど，ない事例もあるわけで，そこで裁判員1人が知りたいことが知れないために，刑が重くなってしまったりとか，逆に軽くなってしまったりとかというのがいろいろあるんでしょうけど，マイナス面で，裁判員が疑問を持ったことが証拠としてすぐに出てこれないですよね。だから，あるものの中で全部決めてくださいと言われてしまうと，もうその采配の中でしか決められないので，やっぱり自分たちも一人一人納得して，疑問を解決して，自分たちの意見を言っていくわけなので，いや，それをここに書いてないからわからないで，ああ，そうですかで流されていくような評議になってしまうのであれば，裁判員は要らないと。ちょっとそういうふうに思います。以上です。

司会者

それでは，6番の方，どうぞ。

6番

まず，裁判員は私は必要だと思います。先ほどちょっとお話しましたが，やり直し裁判だとか，そういったところで，先ほど私は裁判員の方は侮辱だったと思うと言いましたけど，そういう意味からいえば，最低限，地方裁判所，高等裁判所ぐらいまでは刑事事件に関しては裁判員という形でつなぐべきではないかなと，どうせやるのであれば。それでも決まらない，結審しな

いんであれば、最高裁で、もうプロの中での裁判で結審してすればいいじゃないかと、そのように私は思います。以上です。

司会者

では、7番の方、どうぞ。

7番

裁判員制度は、一般的な考えというか意見でございますけれども、法律の専門家が出す意見に対して、一般市民の意見、感情というのがちょこっとでも加味することができるんじゃないかなというふうに私は感じましたので、だから、これは意義のある制度だというふうに私は思っております。

司会者

それでは、8番の方、どうぞ。

8番

全く今の7番の方がおっしゃったことと一緒に、裁判員制度は判例から離れて、社会常識的なことや、被害者の立場に基づいて感情的な問題を話し合っていて、なおかつそれを文章化しているから、今後も続いていくべきことだと思います。

司会者

ありがとうございました。

報道機関の方、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、まだまだお話を伺いたいところなのですが、予定時間、もう過ぎております。また、皆さんのほうもまだまだお話ししたいことがあるかもしれませんが、この辺で終了したいと思います。

今日は、大変貴重なお話を伺うことができました。裁判所はもちろんですが、出席された検察庁、弁護士会、それから関係者を含めて、今後裁判員制度のよりよい改善に向けて、大いに役立てていけるというふうに考えていま

す。

本日は、本当に長時間、ありがとうございました。これで、今日の意見交換会を終了したいと思います。お疲れさまでした。 以 上